

川崎市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
住 所：東京都中央区京橋一丁目5番8号
名 称：株式会社ジェイアール東海ツアーズ
代表者：代表取締役社長 杉浦 雅也（営業本部長兼任）
- 2 取り扱う歳入等の種類
川崎市岡本太郎美術館観覧料
- 3 指定期間
令和8年2月13日から令和8年3月31日まで